

○相談業務

成年後見制度についてのあらゆる相談をお受けします。状況に応じて適切な専門機関をご紹介することもあります。当センターにお越しいただけない場合は自宅や施設、病院等に訪問することもいたします。また、成年後見人等からの後見業務についての相談をお受けします。

○要援護者の支援

認知症や知的障がい、精神障がいがあり判断能力が不十分なために日常生活が困難な状況にある方について、法律や福祉の専門職とともに成年後見制度の活用を検討します。

○利用支援

成年後見制度の利用にあたり必要な家庭裁判所への申し立てについて、申立書類の書き方などの助言をします。また、後見人等が決定するまでの支援をします。

○講演会・研修会

正しく成年後見制度を知っていただくために、地域住民を対象とした講演会や出前講座、行政・福祉関係職のための研修会を開催します。

支援を必要とする方が各務原市在住であれば
どなたでもご利用いただけます。

ご利用案内

成年後見制度のご相談は
各務原市成年後見支援センターへ

開設時間 月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
※祝日・年末年始は除きます。

費用 相談無料

電話 058-322-5118



各務原市成年後見支援センター

(社会福祉法人各務原市社会福祉協議会)

〒504-0912 岐阜県各務原市那加桜町 2-163
総合福祉会館 2階

各務原市

成年後見支援センター

ご案内

認知症や知的障がい・精神障がいがあり
日常生活を送るうえで不安がある方について
「成年後見制度」を活用し、安心して暮らせる
よう支援しています。



たとえばこんなことで お困りではありませんか？

一人暮らしの叔父が
認知症になって心配

知的障がいのある
姉が気がかり

福祉サービスの
手続きが心配

成年後見制度
について知りたい

頼れる親族がいなくて、
将来が心配

一人暮らしの母が
認知症になり頻繁に
訪問販売や悪徳商法の
被害をうけている



まずは一度、成年後見支援センターへ
お電話を！

058-322-5118



成年後見制度とは

認知症・知的障がい・精神障がい等があり判断能力が不十分なために、騙されたり不当な扱いを受けることがあります。成年後見制度は、判断能力が不十分なためにご自身で財産管理や契約などの法律行為等が難しい方の権利を守るために、家庭裁判所が法的な権限をもった援助者（成年後見人等）を選任する制度です。

成年後見制度を わかりやすくご説明します

成年後見制度と聞くと「難しそう」「聞いたことはあるけどよくわからない」などの感想をお持ちではありませんか。大切な制度でもなじみがないためによくわからないという方多くいらっしゃいます。

どのようなメリットがあり、デメリットがあるのか、私（ご家族）にとって必要なのか、費用、手続きなど、福祉全般の相談支援業務に従事してきた経験ある相談員が皆様の疑問にお答えします。まずはお気軽にご相談ください。